主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
第1の1 指定通所介 護相当サービス の事業の一般原	□ 利用者の意思及び人格を尊重して,常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要編第3条第1項	適 · 否	
則	□ 指定通所介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 ◆市 耐が機相サービス基準要職3条第2項		
	□ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要編第3条第4項		令和6年3月31日まで は努力義務となる (経過措置) 研修実施の有・無
	□ 指定通所介護相当サービス事業者は,指定通所介護相当サービスを 提供するに当たっては,法第118条の2第1項に規定する介護保険等 関連情報その他必要な情報を活用し,適切かつ有効に行うよう努めて いるか。◆市通所で議相当サービス基準等編第3条第5項		責任者体制の有・無
第1の2 基本方針	□ 指定通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆市  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	適・否	
第1の3 暴力団の排 除	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、福知山市暴力団排除条例(平成 24 年福知山市条例第 17 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 1 号に掲げる暴力団の支配及び影響を排除するために次の各号を遵守しているか。 ◆市議所護網對サービス基準要顯第 3条第 3項 (1) 管理者及び従業員は、暴力団排除条例第 2条第 2号に掲げる暴力団員でないこと。 (2) 事業運営において、暴力団排除条例第 2条第 3号に掲げる暴力団員等の支配を受けないこと。	適・否	
第2 人員に関する基準	□ 指定通所介護相当サービスの「単位」について 指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスで あってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行わ れるものをいう。◆市通所護相当サービス基準等編第5条第5項	適・否	単位数: 単位 定員: 人人
1 通則	<ul> <li>⑤ 指定通所介護相当サービスの単位とは、同時に1又は複数の利用者に対して、一体的に提供される指定通所介護相当サービスをいう。例えば、次のような場合は2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</li> <li>◆呼11整25第30元01(1) ① 準期ア 通所介護相当サービスが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると言えない場合イ 午前と午後で別の利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合</li> </ul>		人 計 ・ 力 ・ 力 ・ 力 ・ 力 が を 確認 2 単 位 以 上 の 場 合 , 単 位 ご と に 確 記 る 。 り し で と と に ん に る と に る と と に る と と と と と と と と と と と
	◎ 利用者ごとに策定した通所介護相当サービス計画に位置づけられた内容の通所介護相当サービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護相当サービスを行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。 ◆〒11社25第30元01(1)①準用		
	◎ 生活相談員,介護職員及び看護職員又は介護職員の人員配置については,当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう,勤務延時間数を確保するよう定められたものであり,必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆平11老企25第3の六の1 (1) ③準用		
2 生活相談員	□ 指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。◆市 がの後本	適・否	生活相談員 人 氏名 資格 うち常勤者 人
	□ 社会福祉士法第19条第1項各号のいずれかに該当する者,介護支援専門員又は介護福祉士であって,かつ,介護等の業務におおむね2年以上従事した経験を有する者となっているか。 ◆平11 225 5 50 0 元 0 1 (2) 準期		
	◎ 指定通所介護相当サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護相当サービス事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。 ◆平11粒25第30元01(1)條件		
	【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ≧ 提供時間数		提供日ごとに  左記計算式を確認  (H24Q&A vol.1 問 65)
	例1 1単位の指定通所介護相当サービスを実施している事業所の 提供時間数を6時間とした場合,生活相談員の勤務延時間数を 提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確 保すればよいことから,従業者の員数にかかわらず6時間の勤 務延時間数分の配置が必要となる。 例2 午前9時から正午,午後1時から午後6時の2単位の指定通 所介護相当サービスを実施している事業所の場合,当該事業所 におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から 午後1時までを除く。)となり,提供時間は8時間となることか ら,従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置 が必要となる。		
	なお、指定通所介護相当サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護相当サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることが		
	できる。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な 相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認め られるものである。		
	H24Q&A Vol. 2 問12 サービス担当者会議に出席するための時間については、確保す べき勤務延時間数に含めて差し支えない。		
	H27Q&A Vol. 1 問49 生活相談員の勤務延時間に認められる「地域の町内会,自治会,ボランティア団体等と連携し,利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘,活用のための時間」の例・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援,移動支援,見守りなどの体制を構築するため,地域住民等が参加する会議等に参加する場合・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティ		
	ア団体との調整に出かけていく場合 生活相談員の事業所外での活動に関しては, 利用者の地域生活 を支えるための取組である必要があるため, 事業所において, そ の活動や取組を記録しておく必要がある。		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
3 看護職員	□ 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員(看護師又は准看護師)が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。  「本語が機関サービス 基等標第5条第1項2号  ⑤ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて当該通所介護相当サービス事業所と密接かつ適切な連携を図ること。また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護相当サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護相当サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。  なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護相当サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。  「部注の表情を表情である。  「中間を表情である。  「中間を表情である。」  「中間を表情である。)  「中間を表情である。)  「中間を表情である。)  「中間を表情である。)  「中間を表情である。)  「中間を表情である。)  「中間を表情である。)  「中間を表情である。  「中間を表情である。)  「中間を表情である。 「中間を表情である。)  「中間を表情である。 「中間を表情である。)  「中間を表情では、またまでは、また	適・否	看護職員 人 (サービス提供日ごか)※減算規定あり 専従時間外の連携内容 (
	H27Q&A Vol. 1 問50 健康状態の確認を行うために要する時間は,事業所の規模に応じて 異なるため,一概に示すことはできないが,利用者全員に対して適切 に健康状態の確認を行えるように病院,診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。 また,事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については,地域の実情に応じて対応するため,一概に示すことはできないが,利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院,診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。		
4 介護職員	□ 指定通所介護相当サービスの単位ごとに,当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数(「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護相当サービス事業者が,指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け,かつ,指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所の護スは指定地域密着型通所の表にあっては,当該事業所において一体的に運営されている場合にあっては,当該事業所における指定通所介護相当サービス,指定通所介護又は指定地域密着型通所の利用者。以下同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上,利用者の数が15人を超える場合にあっては,15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要額5条第1項第3号	適・否	介護職員 人 うち常勤者 人 単位・提供日ごとに以下 を確認(H240 & A vol. 1 問 65)※減算規定あり □ 勤務延時間数≥ 平均提供単位時間数 ×((利用者数-15 人)/5+1) □ 常時 1 名以上確保 されているか。
5 機能訓練導員	□ 1以上となっているか。◆市通所護相当サービス基準要編第5条第1項第4号 □ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。なお、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 ◆市通所護相当サービス基準等要網第5条第6項 ⑤ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者である。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。◆平112を25第30六01(3)準用	適・否	機能訓練指導員 人氏名資格

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
6 常勤職員の 確保	□ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっているか。 ◆市顧介護相当サービス基準等要編第5条第7項 ⑤ 同一事業所で複数の単位の通所介護相当サービスを同時に行う 場合であっても,常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるも のである。◆平112を25第30六の1(1)®準用	適・否	うち常勤従業者 人
7 利用定員が 10人以下であ る場合	□ 上記第2の3及び4の規定にかかわらず,看護職員及び介護職員の員数が,指定通所介護相当サービスの単位ごとに,当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 ◆市酬介護相当サービス基準等異解5条第2項 ◎ 生活相談員,介護職員及び利用定員が10人以下である場合の看護	適・否	生活相談員 人 看護職員及び介護職員 人 (職種: ) うち常勤従業者 人 単位・提供日ごとに以下を確認
	職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。◆平11を25第30六10(1)③準用		□ 看護・介護勤務時間数合計数≧提供単位時間数□(看護又は介護が)常時1名以上確保されているか。
8 介護職員等 の確保	□ 指定通所介護相当サービス事業者は,指定通所介護相当サービスの単位ごとに,介護職員(7の場合にあっては,看護職員又は介護職員。6及び9において同じ。)を,常時1人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させているか。◆市通所護相当サービス基準等要網第5条第3項  ② 介護職員等については,指定通所介護相当サービスの単位ごとに	適・否	単位ごとに確認
9 他の単位と の兼務	□ 上記第2の2~5及び7の規定にかかわらず,介護職員等は,利用者の処遇に支障がない場合は,他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員等として従事することができるものとする。 ◆市圖介護相当サービス基準等票編第5条第4項	適 · 否	
	◎ 例えば複数の単位の指定通所介護相当サービスを同じ時間帯に 実施している 場合,単位ごとに介護職員等が常に一人以上確保され ている限りに おいては,単位を超えて柔軟な配置が可能である。 ◆平11巻25第30六01(1)⑤準用		
10 指定通所介 護事業者及び 指定地域密着 型通所介護事 業者との兼務	□ 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たすことをもって、上記第2の2から9に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆柿種所護相当サービス基準等要編第5条第8項	適・否	
11 管理者	□ 指定通所介護相当サービス事業者は,指定通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし,指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は,当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し,又は同一敷地内にある他の事業所,施設等の職務に従事することができる。 ◆市  市通所機相当サービス基準等編第6条	適・否	氏名: 兼務内容:
第3 設備に関 する基準 1 専用の区画	□ 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有する ほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービス の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ◆市 動所で議相当サービス基準等要綱第7条第1項	適 · 否	届出図面と変更ないか あれば変更届が必要

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<ul> <li>事業所とは、通所介護相当サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて通所介護相当サービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。◆平11を25第30六02(1)準期※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。◆平11を25第30六02(3)</li> <li>専ら当該事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限</li> </ul>		現地で確認
	りでない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第3項		
2 設備の基準	□ 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平 方にに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。◆布酬价額組サービス基準等編第7条第2項第1号	適・否	3×利用定員= 現面積= 容易に移動できない備品(事務机,棚等)が 置かれており,指定時 の状態とかい離していれば実測
	<ul> <li>● 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし、通所介護相当サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。 ●11 2425第30元02 (2) ① 準用</li> <li>● 通所介護相当サービス事業所と指定居宅サービス事業所当等を併設している場合に、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、指定通所介護保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。 ●11 2425第30元02 (4) 響ア 当該部屋等において、指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていることイ指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、道所リハビリテーション等を行うためのスペースとして利用される区分が、通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして利用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすことまた、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。</li> </ul>		2単位以上の場合 単位という 単位という 単位できょう 専用の でいまり 単位できょう 専男 中で でいる でいまり でいまり でいまり でいまり でいまり でいまり でいまり でいまり
	□ 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮され ているか。◆市通所携相当サービス基準等要綱第7条第2項第2号		遮へい物等でプライバ シー確保しているか
3 通所介護事 業又は地域密 着型通所介護 事業との兼用	□ 指定通所介護相当サービス事業所が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	適・否	
第4 運営に関 する基準 1 内容及び手	□ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認	適 · 否	最新の重要事項説明書 で内容確認 利用申込者の署名等が

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
続の説明及び同意	められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ◆市蘇所護相当サービス基準等顯第8条第1項  ② 記載すべき事項は以下のとおり。◆平11を25第30-03(1)準用 ア 運営規程の概要 イ 通所介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等  ※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。  □ 同意は書面によって確認しているか。(努力義務)◆平11厚令37第8縈2項準期		あるもので現物確認  ★苦情申立窓口に以下の記載が市での記載が高級にので現れないが高額をはいる。 本田のでので現れないがは、高齢者では、「本田のでのでは、「本田のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本田のでは、「本のでは、
2 提供拒否の禁止	□ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ◆ 市通所が護相当サービス基準等要綱第9条  ⑤ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆ 平11 2 2 5 第 3 0 - 0 3 (2) 準用  ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	適・否	【 事例の有・無 】 あればその理由
3 サービス提 供困難時の対 応	□ 通常の事業実施地域等を勘案し,利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は,当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡,適当な他の指定通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ◆市 耐が機器サービス基準等線第10条	適・否	地域外からの申込例が あるか あればその対応
4 受給資格等 の確認	□ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる利用者(以下「要支援認定等」という。)であること及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめているか。 ◆ 市・	適・否	対処方法確認 (申請時にコピー等) 記載例あるか。あれば 当該事例の計画確認
5 要支援認定 等の申請に係 る援助	□ サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆市・ ・ 市・ ・ ・ ・ 市・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	適・否	【 事例の有・無 】 あれば、その対応内容
6 心身の状況 等の把握	□ サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆ホãffiǧfflサーーヒス基準等裏鱗13条	適・否	担当者会議参加状況 やむをえず欠席する場合, 意見照会に回答しているか
7 地域包括支 援センター等	□ サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努	適 •	開始時の連携方法確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
との連携	めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第14条第1項	否	
	□ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆柿蘇Ո饋相サービス基準装職 14 雑2項		終了事例での連携内容 確認(文書で情報提供 等)
8 第1号事業 支給費の支給 を受けるため の援助	□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を福知山市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。  ◆市 新所護腊サービス基準等職第15条	適・否	【 事例の有・無 】 あれば対応内容
9 介護予防サ ービス計画に 沿ったサービ スの提供	□ 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った サービスを提供しているか。 ◆市通所/護相当サービス基準等要懈 16条	適 · 否	介護予防サービス計画 の入手を確認。作成の ない事例あるか確認
10 介護予防サ ービス計画等 の変更の援助	□ 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要欄 17条	適 · 否	事業所の都合で計画変 更を迫っていないか
	<ul> <li>♥ サービスを追加する場合,当該サービスを法定代理受領として利用する場合には,支給限度額内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。</li> <li>◆平112を25第30-03 (7) 準用</li> </ul>		
11 サービス提 供の記録	□ サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて法第53条4項及び法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。◆ħ顳疥麒≌サービス基準等羈第18条第1項	適・否	個人記録確認 記録なければ提供なし とみなす
	<ul> <li>◎ 利用者の介護予防サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆〒11を25第30-03 (9) ①準用ア サービスの提供日イ 内容ウ 第1号事業支給費の額</li> </ul>		
	エ その他必要な事項  □ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ◆市  市通所  東部  東部  東部  東部  東部  東部  東部  東部  東部  東		利用者ごとの実績提供 時間がわかるよう、開 始・終了時刻を記録上 記載しているか
	© 記録すべき事項 ◆平11老225第30-03(9) ②準用 ア サービスの提供日 <u>※サービス開始及び終了時刻含む</u> イ 内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項		開示内容確認 希望によらず積極的に 情報提供している場合 はその提供方法
	◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。◆平11稔25第3の-の3(9) ②準用		
12 利用料等の 受領	□ 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る費用基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆市酬介護相当サービス基準等編第19条第1項	適 · 否	領収証確認
	口 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスを		償還払の対象で10割徴

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と,通所介護相当サービスに係る費用基準額との間に,不合理な差額が生じていないか。◆市通所機相当サービス基準等暴購19条第2項		収の例あるか確認
	◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平112を25第3の-3(10)②準用		7.0 M. TUENN 0. + + +
	<ul><li>□ 上記の支払を受ける額のほか,利用者から受けることができる以下 の費用の額以外の額の支払を受けていないか。</li><li>◆市通所介護相当サービス基準等要綱第19条第3項</li></ul>		その他利用料の内容
	ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 食事の提供に要する費用 ウ おむつ代		
	エ ア〜ウに掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用		
	<ul><li>◎ 通所介護相当サービスの対象となっているサービスと明確に 区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。 ◆平1 1を£25第30太030(1)②準用</li></ul>		
	◎ エの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。 ◆平1222654		
	□ イの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによっているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要欄第19条第4項		
	□ ア〜エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要欄前 9 条第5項		
	※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、 当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名 を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包 括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されてい ない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその 都度、同意書により確認するものとする。 ※ 上記アからエに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の 希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適 当である。 ◆▼12糖75、糖122種		
	□ サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を 交付しているか。◆法第41条第8項#用		
	□ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ◆ 施行規則第65条準用		
13 保険給付の 請求のための 証明書の交付	□ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスに 係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の 額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利 用者に対して交付しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第20条	適 • 否	【 事例の有・無 】 事例あれば実物控え又 は様式確認
14 利用者に関 する本市への 通知	□ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して その旨を本市に通知しているか。 ♦市蘇州議組当サービス基準等要編第21条 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと	適 · 否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	により、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって指定通所介護相当サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。		
15 緊急時等の 対応	□ 現に指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は,速やかに主治医への 連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆ホĕffi∰alサービス基準等要購22条	· 否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法
16 管理者の責 務	□ 管理者は,当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに 係る調整,業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っている か。◆市  新代議相当サービス基準等編第23条第1項	適 • 否	管理者が掌握している か 本来業務が主か
	<ul><li>□ 管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第4の規定を遵守 させるため必要な指揮命令を行っているか。</li><li>♦市 動所護相当サービス基準等編第23条第2項</li></ul>		
17 運営規程	□ 指定通所介護相当サービス事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ◆市通所/護相当サービス基準等票額24条 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの利用定員 ※ 同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。 カ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとする。 キ サービス利用に当たっての留意事項 ※ 利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること。 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 コ 虐待の防止のための措置に関する事項(R6.3.31までは努力義務)サ その他運営に関する重要事項	適・否	変がく そ示 □はまち ★整□□□□□□位 である4/1付明 はのが で 要な員業常用と で 要な員業常用と で 要な 事にの ままのの で で で で で で で で で で で で で で で で で
18 勤務体制の 確保等	□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう,事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 ◆市通所護相当サービス基準等要編25条第1項  ◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 ◆平11粒25第30元の3 (5) ①準用  □ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ◆市通所護相当サービス基準等編第25条第2項  ◎ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につい	適・否	実際に事業所で使用されている勤務表確認 ※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか 委託あれば内容及び委託先
	<ul> <li>○ 調理,洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ばさない業務については,第三者への委託等を行うことを認めるものである。         (平11粒25第30が3 (5) ② #     </li> <li>□ 従業者の資質向上のために,研修の機会を確保しているか。その際,当該指定通所介護相当サービス事業者は,全ての通所介護相当サービス従業者(看護師,准看護師,介護福祉士,介護支援専門員,法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し,認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。(経過措置あり)</li> </ul>		認知症介護基礎研修 (外部研修)の受講に ついては令和6年3月 31日までは努力義務 (経過措置) 内部研修実施状況確認 ・記録の有・無

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
主眼事項	● ◆ ↑ 高新/ № 1	評価	備考 (実施料等)
	a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 24 号)附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業)は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化されていることから、必要な措置を講じること。 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることが論ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ◆平11粒25第30-3 (21) ④		
19 業務継続計 画の策定等	□ 感染症や非常災害の発生時において,利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための,及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し,当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(経過措置あり) ◆市通所が護期当サービス基準等要編第25条第1項	適・否	令和6年3月31日まで は努力義務となる(経 過措置)
	□ 通所介護相当サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ◆市通所/謝当サービス基準要編第25条第2項		業務継続計画の有・無 周知の方法
	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◆市通所機組サービス基準等票額25条33項		見直しの頻度
	<ul> <li>● 業務継続計画等の策定等 ◆3縲鰀ҫ20五</li> <li>① 指定通所介護相当サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護相当サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護相当サービス従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにする</li> </ul>		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ことが望ましい。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画		左記の必要な項目が網羅されているか
	③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務を支持を表する。なお、成延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するのを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		研修の開催 年 1 日 実施 年 月 日 新規採用時の研修の有 無 】 訓練の回以 年 1 別 調練の回り 第 1 日 1 目 1 目 1 目 1 目 1 目 1 目 1 目 1 目 1 目 1 目
20 定員の遵守	□ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて,利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。 ◆ 市通所介護相当サービス基準等要収算 2 6 条	適 • 否	
21 非常災害対策	□ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ◆ 市	適・否	【 計画の有・無 】  訓練実施記録の確認 【実施日】  年 月 日  関係機関への通報・連  絡体制の確認  従業者への周知方法

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	業所にあってはその者に行わせること。 また,防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所に おいても,防火管理について責任者を定め,その者に消防計画に準 ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆₹11老企25第3の大の3(6)準用		
	□ 指定通所介護相当サービス事業者は,前項に規定する訓練の実施に当たって,地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要編第27条第2項		
	◎ 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。		
22 衛生管理等	□ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ◆市  ・ 市  ・ 市  ・ ボ  ・ ボ  ・ ボ  ・ ボ  ・ ボ	適 · 否	食事提供有る場合,調 理施設の衛生管理方法
	□ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり) ◆市通所護相当サービス基準等顕常28条第2項		従業者健康診断の扱い 職員がインフルエンザ 等罹患時の対処方法
	(1) 指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を		浴槽の消毒状況
	活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス工業者に周知徹底を図ること。		│レジオネラ等浴槽水の │検査状況 │
	(2) 指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 指定通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		令和6年3月31日まで は努力義務(経過措置)
	© 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について,必要に応じて保健所の助言,指導を求めるとともに,常に密接な連携を保つこと。 ◆平11社25第30六の3 (7) ①準用		
	© 特にインフルエンザ対策, 腸管出血性大腸菌感染症対策, レジオネラ症対策等については, その発生及びまん延を防止するための措置について, 別途通知等が発出されているので, これに基づき, 適切な措置を講じること。 ◆平11社25第30元の3 (7) ②準用		
	◎ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ◆平112を25第30元の3 (7) ③準用		
	◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。		
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を 有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特 に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極 的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分 担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必 要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に		
	応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことがで		
	きるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	イダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等等を遵守すること。 なお、感染対策の手引き」を参析している場合、これと一体的に設置・運営するが、他のサービス事業者との連携等によんであるが、他のサービス事業者とのであるが、他のサービス事業者との連携等により行うこともしているの指針 当該事業における方に要症の防止のための指針 当該事業におけるがまん延の防止のための指針 当該事業におけるがまんで変症が変を強力である。では、発生時の対策をしている感染が変を生きで、発生時の対策としては、事業のの関係機関との連携のでを発情を分がしては、発生状況の関係機関との連携が行の連絡体制を整備し、明記をは、の関係機関への連絡体制を整備し、明記をは、の関係機関への連絡体制を整備し、明記をは、の関係機関への連絡体制を整備し、明記をは、の関係機関への連携が表にない。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照のための研修及び訓練の関係機関への連絡体制を整備し、明記を記述の形となが表に変弱が表に変弱が表に、いの関係機関への連絡を対策の手引き」を参照に対する「感染症の予防及びまん延の防止のを対策の手引き」を参照に対する「感染症の予防及びまん延の防止の音を発するとともに、当該事業所が定期のな知識を手質を対策可修定されたが、当該事業所のにといるまた、研修の実施は、シミニの対応については、対策経済を表にいるとが要である。なお、研修の実施は、ととともに、対験に対策を表にいていては、対策には、対策を表に、表に、対策を表に、対策を表に、表に、表に、対策を表に、表に、対策を表に、表に、表に、対策を表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、		
23 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆柿子(機関・1項を記した書面を指定通所介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を指定通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつ面も関係者に自由に関覧させることを可能とすることにより、指定通所介護相当サービス事業所の掲示に代えることができる。◆柿子(類別・10分割・1分割・1分割・1分割・1分割・1分割・1分割・1分割・1分割・1分割・1	適・否	掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法・掲示さいるか(国保連の記)

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆平11老企25第3の一3(24)②		
24 秘密保持等	□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆市通所(護相当サービス基準等要解第30条第1項 □ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◆市通所/護相当サービス基準等要解第30条第2項	適・否	従業者への周知方法 就業規則等確認 事業所の措置内容
	<ul> <li>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。</li> <li>◆平11を25第30-03 (21) ②準用</li> <li>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</li> <li>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は</li> </ul>		同意文書確認
	利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆市通所/護相当サービス基準等要編第30条第3項  ◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平112を25第30-03 (25) ③準用		
25 広告	□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆市通所介護相当サービス基準等要編第31条	適・否	【 広告の有・無 】 あれば内容確認
26 地域包括支 援センターに 対する利益供 与の禁止	□ 地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要編第32条	適 · 否	
27 苦情処理	□ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。 ◆市通所/護相当サービス基準等要綱第33条第1項	適 · 否	【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名 ()
	◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。◆平11老全25第30-03(28) ①準用		
	□ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要編第33条第2項 ◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの 認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取 り組みを自ら行うこと。◆平11を25第30-03(28)②準用		事例確認 あれば処理結果確認 (→要記録保存)
	□ 提供したサービスに関し、法第115条45の7第1項の規定により福知山市が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は福知山市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して福知山市が行う調査に協力するとともに、福知山市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		事例の有・無 直近事例 ( 年 月)
	□ 福知山市からの求めがあった場合には,上記の改善の内容を福知山 市に報告しているか。 ♦市通所/護梱当サービス基準等憂編第33条第4項		# N o +
	□ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険		事例の有・無   直近事例

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市通所(護相当サービス基準等要編第33条第5項  □ 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		( 年 月)
	◆市通所介護相当サービス基準等要綱第 3 3 条第 6 項		
28 地域との連 携等	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と の交流に努めなければならない。◆ħ種所機相当サービス基準等要欄第34条第1項	適 • 否	
	□ 指定通所介護相当サービス事業の運営に当たっては、提供した指定 通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣 する相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよ う努めなければならない。◆市通所機割サービス基準要編第34条第2項		
	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。 ◆市  市通介護相当サービス基準要職第3 4条第3項		
	<ul> <li>○ 居宅基準第104条の2第1項は、指定通所介護相当サービスの事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定通所介護相当サービス事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。∮平11粒25第30対3(9)⑥</li> <li>○ 同条第2項は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サークを発2項は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サークを表します。</li> </ul>		
	ビス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。◆平11 社25第30六3(9) ②参考  ◎ 同条第3項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事		
	業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定通所介護相当サービスを提供する場合,当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう,第9条の正当な理由がある場合を除き,地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。◆平112を25第30-3(29)②参考		
29 事故発生時 の対応	□ 利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、福知山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆市  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	適 • 否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法
	<ul> <li>□ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。◆市通所護相当サービス基準等編第35条第2項</li> <li>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11を225第30六03 (10) ③</li> </ul>		事例確認 (→要記録保存) 事例分析しているか
	□ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆市通所機相当サービス基準等欄第35線3項 ⑤ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ◆平11社25第30六03(10)②		ヒヤリハットの有・無 賠償保険加入の有・無 保険名:
30 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じているか。(経過措置あり) ◆市通所護網サービス基準要鰈35条02 ー 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に	適 · 否	令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	二 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		虐待の防止のための指 針の有無 【有・無】
	② 虐待の防止のための指針(第2号) 指定通所介護相当サービス事業者が整備する「虐待の防止のため の指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		虐待の防止のための研 修(年1回以上必要)
	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号) 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等 の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもので あるとともに、当該指定通所介護相当サービス事業所における指針 に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的 に徹底させていくためには、当該指定通所介護相当サービス事業者 が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回 以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のため の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容につい ても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修 で差し支えない。		担当者名
	④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号) 指定通所介護相当サービス事業所における虐待を防止するための 体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任 の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検 討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。◆平18縣職 辦30104(31) 舞		
31 会計の区分	□ 事業所ごとに経理を区分するとともに,指定通所介護相当サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等異算3.6条 □ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。◆平11225第303(32),◆平13218	適 • 否	
32 記録の整備	□ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	
33 電磁的記録等	□ 指定通所介護相当サービス事業者及び指定通所介護相当サービスの 提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書	適	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	面(書面,書類,文書,謄本,抄本,正本,副本,複本その他文字,図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(本主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く。)については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 ◆柿酬/謝 對一次基準製職43緣1項	否	
	□ 指定通所介護相当サービス事業者及び指定通所介護相当サービスの 提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類 するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定さ れている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾 を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他 人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることが できる。◆柿  新州  「新州  「新州  「新州  「新州  「新州  「新州  「新州		
第5 介護予防 のための効果	□ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ♦市通所介護相当サービス基準等乗編第38条第1項	適	
的な支援の方 法に関する基準	□ 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師 又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 ◆市通所(護相当サービス基準等顕解38条第2項	否	【自主点検の有・無】
1 指定介護予 防型サービス の基本取扱方 針	◎ 提供されたサービスについては、通所介護相当サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ること。◆平112を25第4の三06(1)④		
<b>ж</b> 1	□ サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆柿臓所護相当サービス基準等要購38条第3項		
	□ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第38条第4項		
	© 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平11秒25第40至06(1)③		
	□ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 ◆ 市通所機格当サービス基準等要編第38条第5項		
2 指定通 1 所介護相 当サービ スの具体 的取扱方	□ サービスの提供に当たっては,主治の医師又は歯科医師からの情報 伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により,利用者の 心身の状況,その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の 的確な把握を行っているか。◆ホ過mイウឺkmllサーヒス基準等要編第39条第1項第1号	適・否	計画の有無・内容確認 アセスメントの方法、 様式
針 2	□ 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定 通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサ ービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当 サービス計画を作成しているか。 ◆ 柿麗所護相当サービス基準 要編第39条第1項第2号		主な計画作成者
3	□ 通所介護相当サービス計画は,既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◆市 新介護相当サービス基準等要解第39条第1項第3号 ◎ 通所介護相当サービス計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は当該通所介護相当サービス計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。◆平11粒25第40至6(2)②		介護予防サービス計画 の入手確認、サービス 担当者会議への出席状 況及び会議内容の記 録、計画への反映確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
4	□ 管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ◆市通所護相当サービス基準等要職第39条第1項第4号 ◎ 実施状況や評価についても説明を行うこと。 ◆平11 2 2 5 第 4 0 三 6 (2) ③		説明の方法確認 同意は文書か
5	□ 管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第5号		交付したことを確認で きる記録→<有・無>
6	□ サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 ◆市通所/護相当サービス基準等要編第40条第1項第6号		
7	□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆市通所/護相当サービス基準等要綱第39条第1項第7号		
	◎ 通所介護相当サービス計画の目標及び内容等も含め説明すること。 ◆〒11225第4056 (2) ②		
8	<ul><li>□ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</li><li>◆市通所介護相当サービス基準等要編第39条第1項第8号</li></ul>		
9	□ 管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に1回は、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該通所介護相当サービス		月1回報告記録確認
	計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに,少なくとも1回は当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っているか。 ◆市通所機相当サービス基準等裏線39条第1項第9号		計画期間内に少なくとも1回のモニタリングの実施を記録で確認
10	□ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しているか。◆市通所機相当サービス基準等要綱第39条第1項第10号		モニタリング結果報告 したことを確認できる 記録があるか
11	□ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第11号		
12	□ 1から10までの規定は、11に規定する通所介護相当サービス計画の 変更について準用する。◆ホー通M介護相当サービス基準等要編第39条第1項第12号		
3 指定通所介 護相当サービ スの提供に当 たっての留意	□ サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要編第40条第1項第1号	適・否	介護予防サービス計画 と実際のプランの内容 確認
	□ 運動器機能向上サービス,栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては,国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしているか。 ◆市通所/護相当サービス基準等要編第40第1項第2号		サービス内容確認
	□ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。 ◆市通所が議相当サービス基準等要關第40第1項第3号		
4 安全管理体 制等の確保	□ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。	適 · 否	具体的な予防策

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆市通所介護相当サービス基準等要綱第41条第1項  □ サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第41条第2項		実施前後の健康チェックの有・無
	□ サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。◆ħ過所介護相当サービス基準等要編第41条第3項		
	□ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆市通所機関サービス基準等機線41条第4項		
第6 変更の届 出等	□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の63の5で定める 事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは 再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を 福知山市長に届け出ているか。	適 • 否	
第7 第1号事 業支給費の算 定及び取扱い 1 基本的事項	□ 事業に要する費用の額は、「福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」別表により算定されているか。 □ 事業に要する費用の額は、福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領別表の第1号事業費単位表に定める場合に関する基準を定める場合によります。	適・否	
	る単位に、1単位の単価として10円を乗じて算定されているか。 ◆市第号事業費用算定基準要領第係第項  □ 単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆市第号事業費用算定基準要領策係第項		
	□ 同一サービス他事業所の利用について 利用者が一の指定通所介護相当サービス事業所において指定通所 介護相当サービスを受けている間は、当該指定通所介護相当サービ ス事業所以外の指定通所介護相当サービス事業所が指定通所介護相 当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しな い。 ◆市新号事業費用算定基準要額測表3注5		
	□ 短期入所サービスの入所日及び退所日等における介護予防サービスの算定について ◆〒18 社務第0317001号 (3) 短期入所サービスのサービス開始・終了日 (入退院日) であっても、通所介護相当サービス費は算定できるが、短期入所サービスでも機能訓練を行えることから、入退所日等に通所介護相当サービスを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。		
	H18Q&A Vol. 1 問9 利用者を午前午後に分ける等,事業者が個々の利用者の希望,心身の状態等を踏まえ,利用者に対してわかりやすく説明し,その同意が得られれば,提供回数,提供時間について自由に設定を行うことが可能。		
	H18Q&A Vol. 1 問11 利用回数・利用時間は、一律に上限や標準利用回数が定められる ものではないこと。		
	H18Q&A Vol. 1 問12 基本的には、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定されていない。		
2 算定基準	□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、指定通所介護相当サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、利用者	適 • 否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価		備考		
	の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ◆市第1号事業費用算定基準要額限表37注1  <通所介護相当サービス費(1月につき)>					
	(1)利用者・要支援1 1,672単位 (介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定通所 介護相当サービスが必要とされた者) (2)利用者・要支援2 3,428単位 (介護予防サービス計画において(1)に掲げる回数の程度 を超える指定通所介護相当サービスが必要とされた者(その					
	要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。))					
3 利用定員を 超えた場合の 算定	□ 利用者の数が定員を超えている場合は所定単位数に100分の70を 乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員 等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平12厚告第27号)第23号	適 · 否	ľ	該当の有・	無	1
	H18Q&A Vol. 1 問10 例えば、午前にサービスを受けた者が、午後単に事業所にいる場合には、介護保険サービスを受けているわけではないので定員に含めなくても良く、その場合、サービス提供の場以外(休憩室、ロビー等)にいることが想定されるが、1人当たり3㎡が確保できるので有れば、機能訓練室内にいても良い。 しかし、単にいるだけであることから、別途負担を求めることは不適切。					
4 従業者の員 数が基準を満 たさない場合 の算定	□ 看護職員又は介護職員の員数が、本主眼事項第2に定める員数を 満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を 算定しているか。 ◆厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算 定方法(平12厚告第27号)第23号	適・否	ľ	該当の有・領	#	1
5 中山間地域 等サービス提 供加算	□ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して,通常の事業の実施地域を越えて,指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆杭州号專業用購定基準要額別表3 付注2	適・否	ľ	算定の有・領	<b>#</b>	]
6 若年性認知 症利用者受入 加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において,若年性認知症利用者に対して指定通所介護相当サービスを行った場合は,若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算しているか。◆ホサリーチュササffiルーシュサーショルットッジッドッドッドッドッドッドッドッドッドッドッドッドッド	適 · 否	ľ	算定の有・乳	Ħ	1
	注 厚生労働大臣が定める基準 ◆〒2.7 厚告9.5 第1.8 号 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。  ② 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 ◆平1.2 素2.3 6 第207 (14) 準用					
	H21Q&A Vol. 1 問102 施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格 等の要件は問わない。					
	H21Q&A Vol. 2 問24 個別の担当者は,当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供 を行う上で中心的な役割を果たすものであるが,当該利用者へのサー ビス提供時に必ずしも出勤している必要はない。					
7 通所介護相 当サービス事 業所に居住する 物に居住する 利用者に対す る取扱い	口 指定通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算しているか。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用	適 · 否	[	該当の有・領	#	]

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	者に対して送迎を行った場合は,この限りでない。 ◆市第1号事業預開定基準要額限表3イ注6 イ 要支援1 376単位 ロ 要支援2 752単位		
	<ul> <li>事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護相当サービスを行う場合について∮平12を36第2の7(20)準期① 同一建物の定義「同一建物」とは、当該指定通所介護相当サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には当該建物の一階部分に指定通所介護相当サービス事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。</li> </ul>		
	また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護相当サービス事業所の指定通所介護相当サービス事業者と異なる場合であっても該当するものであること。		
	② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して1月を通じて当該サービスを提供する日ごとに送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難になった者又は歩行困難な要支援者であって、かつ建物の構造上自力で通所が困難(当該建物にエレベーターがない又は故障中)である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該当該指定通所介護相当サービス事業所の間の往復の異動を分助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護相当サービス計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。		
8 生活機能向 上グループ活 動加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合には、1月につき100単位を加算しているか。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は算定しない。 ◆市第号事業開策送基要領別表3 中	適・否	【 算定の有・無 】
	イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通 所介護相当サービス事業所の通所介護相当サービス従業者が共同し て、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サ ービス計画を作成していること。		
	ロ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。		
	ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき 1回以上行っていること。		
	◎ 生活機能向上グループ活動加算の取扱いについて 生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むため の共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を 目的とした活動を行った場合に算定できる。また、集団的に行われ るレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には		集団的に行われるレク リエーション・創作活動 等の機能訓練は算定不 可

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	算定できないこと。なお、当該加算を算定する場合は、次の①から ③までを満たすことが必要である。		
	① 生活機能向上グループ活動の準備 ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。		①ア 活動項目が複数ある か(日常生活に直結す る内容か)
	(活動項目の例) 家事関連活動 衣:洗濯機・アイロン・ミシン等の操作,衣服の手入れ(ボ		例) • •
	タンつけ等)等 食:献立作り,買い出し,調理家電(電子レンジ,クッキングヒーター,電気ポット等)・調理器具(包丁,キッチン鋏,皮むき器等)の操作,調理(炊飯,総菜,行事食等),パン作り等		•
	住:日曜大工,掃除道具(掃除機,モップ等)の操作,ガー デニング等 通信・記録関連活動		
	機器操作(携帯電話操作,パソコン操作等),記録操作 (家計簿,日記,健康ノート等) イ 一のグループの人数は6人以下とすること。		①イ 1 グループの人数
	H24Q&A Vol. 1 問126 1週間を通じて,複数の種類の活動項目を準備する必要がある。		人)
	② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定 介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職 種の者(以下この項において「介護職員等」という。)が生活機能 向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエま でに掲げる手順により行うものとする。なお、アからエまでの手 順により得られた結果は、通所介護相当サービス計画に記録する		②に関する記録を確認
	こと。 ア 当該利用者が,		②ア (一)~(五)について 把握されているか。
	(四)現在居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容 (五)近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該対象者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るように努めること。 イアについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、概ね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するために概ね1月程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画との整合性の取れた内容とする		②イ 到達目標及び短期目標 を設定しているか。
	こと。 ウ 介護職員等は当該対象者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該対象者の活動項目の選定にあっては、生活意欲を引き出すなど、当該対象者が主体的に参加できるように支援すること。 エ 生活機能向上グループ活動の (一)実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、 (二)実施頻度は1週につき1回以上行うこととし、 (三)実施期間は概ね3月以内とする。 介護職員等は(一)から(三)までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。		②エ 実施時間) 時間 実施頻度)週 回 実施期間) 月 利用者への説明・同意 の確認
	H24Q&A Vol. 1 問125 当該サービス1週につき1回以上行うこととしているので, 実施し ない週が発生した月は, 特別な場合を除いて, 算定できない。		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	なお、特別な場合とは、 ① 利用者が体調不良により通所を休んだ場合又は通所はしたが生活機能向上グループ活動サービスを利用しなかった場合 ② 自然災害や感染症発生等で事業所が一時的に休業した場合であって、1月のうち3週実施した場合である。		
	③ 生活機能向上グループ活動の実施方法 ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。 イ 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。 ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。 エ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月毎に、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。		③ア 活動計画を確認 ③イグループごとに 1 人以上配置を確認 ①ウ 記録を確認 (実施人数・氏名要介 がいないか確認) ③エ
	オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの(三)から(五)までの状況等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。		モニタリング記録(概ね 1月毎)を確認 ③オ 介護予防支援事業者へ の報告を確認(継続の必 要性検討の有無)
	H24Q&A Vol. 1 問127 個別機能訓練加算と生活機能向上グループ活動加算で同じ内容 の活動項目を実施する場合 → 生活機能向上グループ活動サービスは,自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者によるグループを構成した上で,生活機能の向上を目的とした活動を行うものであり,介護職員等は,利用者が主体的に参加できるよう働きかけ,同じグループに属する利用者が相互に協力しながら,それぞれが有する能力を発揮できるよう適切に支援する必要がある。要支援者と要介護者では,状態像も課題も異なることから,共通の課題に即したグループの構成が困難なこと,介護職員等が要介護者に対応しながら要支援者にも適切に対応することが困難なことから,当該加算を算定するには,従業者及び利用者を区分する必要がある。		グループ構成を確認
9 運動器機能 向上加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合に、1月につき225単位所定単位数を加算しているか。 ◆市第号事業費用算定基要額帳30注	適 • 否	【 算定の有・無 】 □利用開始時のリスク 評価・体力測定等の 実施の有無を確認
	イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。		□運動器機能向上計画 ・共同作成の確認 ・長期目標(3ヶ月) 短期目標(1ヶ月) が設定されているか ※ 評価がしやすい具 体的な目標となって

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。		いるか ・計画記載項目 □実施運動にユー □実施期間 □実施頻度 □1回当たり実施時間 □実施形態 等 ・説明・同意を確認
	② 運動器機能向上加算の取扱い ◆令3程線20319第3号203(3) ① 通所介護相当サービスた記いて運動機器向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じないるようを接てこれできるようで護ることが目的であるように留意は立たとかとからず自立した日常生活を含されている。 (3) 理学療法士等(理学療法生) 作業療法士, 看語聴党士, 看護職員, 柔道整復的ではあん障マッサージ指圧病, は, 作業療法士師の資格を担いては、理学療法主等(理学療法性) に、政策を可以はあん障マッサージ指圧病, は, 作業療法、方語聴党士, 看護職員, 柔道整復的でいいは, 理学療法、サーーら月以上配ごの資格を担いる。) を1 を2 を1 を1 を2 を2 を2 を3 運動器機能向上計画となった。 ② 理学療法生等(理学療法生, 作業療法士, 中一ジ指圧病, は, 作業療法工等(国上版社) の資格を対した。 (4) 運動器機能の無いでいては、現下のアからりまた。 (5) 運動器機能の表ととのであるとと。 (5) 運動器機能の大力、利用者のと、大力、利用者のと、大力、利用者のと、大力、一定を1 を2 を2 を3 を3 を3 を4 を3 を4		・ □・(((( 等 集場提 モ類にを□□□
	支援事業者に報告すること。介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果, 運動器機能向		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、上記アから力までの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。 キ サービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、経験のある看護職員その他の職種の者が利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとすること。		
	H18Q&A Vol. 1 問22 利用者が月何回利用しているのかにかかわらず, 算定要件を満たす 場合には加算の対象となる。		
	H18Q&A Vol. 1 問23 選択的サービスの算定に際して必要となる職員は,毎日配置する必要はなく,一連のサービス提供に当たり必要な時間配置していれば足りるものであって,当該時間以外については,他の職務と兼務することも可能である。		
	H18Q&A Vol. 1 問25 運動機能向上加算を算定するための前提となる人員配置は、PT、OT、ST、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかである。看護職員については、提供時間帯を通じて専従することまでは求めていないことから、本来の業務である健康管理や必要に応じて行う利用者の観察、静養といったサービス提供にとって支障がない範囲で、運動器機能向上(口腔機能向上)サービスの提供を行うことができる。		
	H18Q&A Vol. 1 問26 個別にサービス提供することが必要であり,集団的な提供のみでは 算定できない。なお,加算の算定に当たっては,個別の提供を必須と するが,加えて集団的なサービス提供を行うことを妨げるもの		
10 栄養改善加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」とい	適 • 否	【 算定の有・無 】 管理栄養士配置 → 有・無
	う。)を行った場合に1月につき200単位を加算しているか。 ◆市第号事業費用算定基準要領別表3-注  イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を		・加算該当者の該当内 容(◎取扱いの②)確 認
	1名以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及		・栄養ケア計画確認
	び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価しているこ		・加算算定のプロセス (◎取扱いの③) 確認
	と。 ホ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職 員の員数が欠如していないこと。		・同意確認できるか。 (自署・押印必須ではない。)
	◎ 通所介護相当サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意すること。 なお、利用者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該		・平成18年3月31日老老 発第0331009号課長通知 「居宅サービスにおけ る栄養ケア・マネジメン ト等に関する手順例及 び様式例の提示につい て」を参照

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	サービスを終了するものとする。 ◆今3老談第0319第3号第203		
	<ul> <li>◎ 栄養改善加算の取扱い ◆平½を36第207 (16)</li> <li>① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</li> </ul>		
	② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管		
	理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること		
	と。		
	イ BMIが18.5未満である者 ロ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省を健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者		
	ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 二 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められ る者		
	なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。		
	・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16),(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)		
	・ 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18),(19),(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) ・ うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)か		
	ら (25) の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを 含む。) ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順		
	を経てなされる。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂		
	食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解 決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行 い、管理栄養士、理学療法士等その他の職種の者が共同して、 栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解		
	決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。		
	ハ 栄養ケア計画に基づき,管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 二 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況		
	一 米養の苦ザーと人の提供に当たり、店宅における良事の状況 を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善・サービスを提供すること。 ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3か月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 ヘ サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 ⑤ 概ね3か月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。 ※ 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号を参照		
11 口腔機能向 上加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合に、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆前号書書贈定基準額服3本注	適・否	【 算定の有・無 】 ・口腔機能改善管理指導計画確認 ・加算算定のプロセス確認
	(1) 口腔機能向上加算(I) 160単位 (2) 口腔機能向上加算(I) 160単位  イ 口腔機能向上加算(I) 次のいずれにも適合していること。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能を管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。 (1) イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。  ② 通所介護における口腔機能向上加算と基本的に同様である。まずは、透照の発酵と対していること。		・・( ロロ
	ただし、通所介護相当サービスにおいて口腔機能向上サービスを 提供する目的は、当該サービスを利用者ができる限り要介護状態に ならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること であることに留意すること。 なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口 腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね3月 実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支 援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向 上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められ ない場合は、当該サービスを終了するものとする。		管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆令3老認発0319第3号第2の3 (7)		
	<ul><li>◎ 口腔機能向上加算について ◆平12社36第207 (18)</li><li>① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</li></ul>		
	② 言語聴覚士,歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。		
	③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからいまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者		
	<ul> <li>利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又は口のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。イ医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ロ医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。</li> </ul>		
	(5) 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。 イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 口 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔清潔、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指回については、口腔機能改善を得ること。作成した口腔機能改善等消害においては、口腔機能改ある利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改も管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の作成に代えることができるものとすること。 ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題があれば直ちに当該計画を修正すること。 ニ 利用者の口腔機能の状態において利用者の上機能の状態の接近の大変を通りに、利用者の手に活動に、表の結果について当該利用医師に対して情報提供すること。ホ サービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に記録する必要はないものとすること。		
	⑥ 概ね3月ごとの評価の結果,次のイ又は口のいずれかに該当する者であって,継続的に言語聴覚士,歯科衛生士,看護職員等がサービス提供を行うことにより,口腔機能の向上又は維持の効果		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	が期待できると認められるものについては,継続的に口腔機能向 上サービスを提供する。 イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低 下が認められる状態の者 ロ 当該サービスを継続しないことにより,口腔機能が著しく低 下するおそれのある者		
	⑦ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。		
	サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
12 選択的サービス複数実施加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準 (注) に適合しているものとして、 福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に 対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上 サービス (以下「選択的サービス」という。) のうち複数のサービスを	適 • 否	【 算定の有・無 】
	実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆前別寻業費願表3个注(1)選択的サービス複数実施加算(I) 480単位(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位		選択的サービス ・運動器機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ※各サービスごとに各
	注 厚生労働大臣が定める基準 ◆〒27階95第109号 イ 選択的サービス複数実施加算 (I) 次に掲げる基準のいずにも適合すること。 (1)運動器機能向上サービス,栄養改善サービス又は口腔機能向		取扱い (9~11) に従っ て実施されている か確認
	上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施していること。 (2)利用者が指定通所介護相当サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し選択的サービスを行っていること。 (3)利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。 ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)次に掲げるいずれにも適合すること。		【提供日数】 具体例参照 H24Q&Avol.1問129, 130 ①週1回以上いずれか 提供されているか確 認
	(1)利用者に対し、選択サービスのうち3種類のサービスを実施していること。 (2)イの(2)及び(3)の基準に適合すること。 ② 選択的サービス複数実施加算の取扱いについて		②上記①で提供された サービスのうちいず れかが月 2 回以上の 提供となっているか
	●★3老驟0319第3號203(8) 当該加算は、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、利用者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。 ① 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施すること。 ② いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。 ③ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。		確認 ※上記①②提供日数不 足による算定不可の場 合は、提供した各選択サ ービスの加算を算定 (H24Q&Avol. 1 問 130)
	H24Q&A Vol. 1 問129 選択的サービスの提供日は,他の選択的サービスと同一日であ っても,別の日であっても,いずれでもよい。		

主眼事項	基準等・通知 等	評価		備考		
13 事業所評価加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た事業所において、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間(注2)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき120単位を加算しているか。 ◆市第号事業開票定基準要額服表3 ト注	適・否	Ţ	算定の有	・無	1
届け出て「運動器機能向上サービス」,「栄養改善サースは「口腔機能向上サービス」(以下「選択的サービス」を行っていること。  ロ 評価対象期間における当該通所介護相当サービス事業のであること。	イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして、福知山市長に届け出て「運動器機能向上サービス」、「栄養改善サービス」、 又は「口腔機能向上サービス」(以下「選択的サービス」という。)を行っていること。 ロ 評価対象期間における当該通所介護相当サービス事業所の利用実人員数が10名以上であること。 ハ 評価対象期間における当該指定通所介護相当サービス事業所の					
	提供する選択的サービスの利用実人員を当該指定通所介護相当サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が 0.6以上であること。 二次の(2)を(1)で除した数が 0.7以上であること。 (1) 評価対象期間において,当該事業所の提供する選択的サービスを 3 月以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第33条第1項に基づく要支援更新認定又は法第33条第1項に基づく要支援 大態区分の変更の認定(以下「要支援更新認定等」という。)					
	① 上記基準ハの要件の算出式					
	評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数 三の 全の を					
	② 上記基準二の要件の算出式					
	要支援状態区分の維持者数+改善者数×2 					
	評価対象期間内に運動機器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数					
	注2 厚生労働大臣が定める基準に適合する期間 ◆₹27暦94第82号 加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月 までの期間(基準に適合しているものとして福知山市長に届け出 た年においては、届出の日から同年12月までの期間)					
	H18Q&A Vol. 1 問38 ・ 「サービスの提供が終了した」とは、定められた目標の達成をさす。 ・ そのため、当該利用者がサービスから離脱した場合であっても、新たな目標を設定して引き続きサービス提供を受ける場合であっ					

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ても、評価対象者に加えられる。  H18Q&A Vol. 7 問 1 ・ 選択的サービスの提供を受けた者の全てが評価対象受給者となるものではない。 ・ 翌年度加算の評価対象者は、9月までに選択的サービスの提供を受け、10月末までに更新・変更認定が行われた者まで。 ・ 11月以降に更新・変更認定が行われた者は、翌々年度加算の評価対象者となる。 ・ 評価対象期間を過ぎて請求されてきた場合等は、評価対象外。  H18Q&A Vol. 7 問 2 ・ 評価対象者は連続する3月の利用であること。ただし、連続する3月の中で選択的サービスが例外的に同一でない場合でも、評価対象受給者として計算する。		
14 サービス提供体制強化加算	□ 次に掲げる1,2又は3の基準に適合しているものとして福知山市 長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる 所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、その 他の加算は算定しない。◆前第号事業費開張基準要額服835注	適・否	【 算定の有・無 】 前年度(3月除く)の平 均で割合を算出 【上記算出結果記録の 有 ・ 無 】
	1 サービス提供体制強化加算(I) (一)要支援1・・・88単位 (二)要支援2・・・176単位 ※ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)次のいずれかに適合すること。 イ 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ロ 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		年度(4月~翌2月)の 左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算 定の可否を決定できているか。(不可の場合は 速やかに届出要) ※前年度実績6ヶ月ない場合は前3月平均 (月~月)
	2 サービス提供体制強化加算(II) (一)要支援 1・・・72単位 (二)要支援 2・・・144単位 ※ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		〇(I) 介護職員の総数 — 人 うち介福の数 — 人 割合
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (一) 要支援 1・・・24単位 (二) 要支援 2・・・48単位 ※ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。		<u>%</u>
	イ 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。ロ 指定通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		〇(II) 介護職員の総数 <u>人</u> うち介福の数
	H21Q&A Vol. 1 問9 月途中に要支援度が変更した場合は,変更前の要支援度に応じた報酬を算定する。 ただし,変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合にあっては,変更となった後(前)の要支援度に応じた報酬を算定する。		割合 <u>%</u> ○ (Ⅲ) 直接処遇職員の総数 人
	H27Q&A Vol. 2 問 63 サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当って、職員の割合に ついては、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤 換算方法により算出した前年度の平均(3月分を除く。)をもって、運		うち 7 年以上勤続者 人 割合 

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所)の場合は、4月目以降に、全3月分の実績をもって取得可能となる。 なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。		前 3 月の実績により届 出を行った場合,毎月継 続的に割合を維持して いるか確認
	H27Q&A Vol. 2 問 64 サービス提供体制強化加算(I)イとサービス提供体制強化加算(I) ロを同時に取得することはできない。 また、実地指導等によって、サービス提供強化加算(I) イの算定 要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給され た加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。 なお、サービス提供体制強化加算(I) イの算定要件を満たしてい ないが、サービス提供体制強化加算(I) ロの算定要件を満たしてい る場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービ ス提供体制強化加算(I) イの返還等と併せて、後者の加算を取得す るための届出を行うことが可能である。		
	※ サービス提供体制強化加算は、支給限度額の管理対象外とする。		
15 生活機能向 上連携加算	□ 次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては3月に1回を限度として1月につき、口については1月につき、次	適 • 否	生活機能向上連携加算 (I) 【 算定の有・無 】
	に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に加算しているか。 ◆市第号事業開策基準要額表3月注		生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 【 算定の有・無 】
	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1 0 0 単位 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 2 0 0 単位		個別機能訓練かさん 【 有 ・ 無 】
	イ 生活機能向上連携加算(I) 次のいずれにも適合すること (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下、この注において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下、この注において「機能訓練指導員等」という。)が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。		・計画に基づく機能訓練の実施 ・機能訓練指導員等が理学療法士等と連携ししまりである。 ・機能訓練指導員等が理学療法では、訓練内容の評価・見直しを3月ごとに1回以上実施
	<ul> <li>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所,指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が,当該指定通所介護相当サービス事業所を訪問し,当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</li> <li>(2) 個別機能訓練計画に基づき,利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し,機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</li> </ul>		5

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること		
16 口腔・栄養ング加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合する指定通所介護相当 の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを所った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げるした。次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるを例で単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるその他の加算は算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆部川韓素部製料理書のでは算定しない。 ◆部川韓素部製料理書のでは算定しない。 ◆部川韓素部製料理書のでは、次に掲げるその他の加算は了工作、次に掲げるその他の加算は「Ⅱ) 20単位(2)回腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位  注 厚生労働大臣が定める基準 ◆₱27展95519902 イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位(2)回腔・栄養スクリーニング加算(I) 5単位  注 厚生労働大臣が定める基準 ◆₱27展95519902 イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位 (2) 同様の健康状態の場合にあっては、一個で観を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているように表別利用中6月でとに利用者の口腔の健康状態に関する情報の当場合にあっては、それのある場合にあっては、それのある場合にあっては、それのよりに関連を含む、)を当該利用者を担当するに提供していることを、(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の半支状態に関する情報を含む、)を当該利用者を収集養状態に関する情報を含む、)を当該利用者を収集養状態に関する情報を含む、)を当該利用者を収集を含む、)は、資産とは、担当は、企業では、当該を対していないをしていないをしているにとと。()算定自が属する月が、次のいずれにも該としている以は当との、(二)学定自が属する月が、次の算定に係る学養の書かしている間であること。(二)学定日が属する月が、栄養でもの属する日を増削の上サービスが終了した日の属する日ではるとの第字にに最適合すること。(二)グのいずれにも適合すること。(二)第定目が属する月が、当該利用者が栄養でと日の属する月ではないこと。(三)算定に係る学表では、当該のに関する月が、当該利用者が栄養の書かしている間の算定に係る栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。(三)算定目が属する月が、当該利用者が栄養でも日の属する月ではないこと。(二)グのの第字ににも適合すること。(二)グののずにも適合すること。(二)対のびに対していない、対の対しにも適合すること。(二)算定目が属する月が、半菱でと日の属する月ではないこと。)第定目が属する月が、当該利用者が栄養でも日の属する月ではないこと。(三)第2に目がは関する基準に適合すること。(二)グのの第に対している関すないこと。(三)第2は関する経典では対している関すないこと。(三)第2は対している関すないこと。(三)第2は対している関すないこと。(三)第2は対しているのでは、対しないるのでは、対しているのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないるのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないるのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、は、対しないのでは、は、は、ないのでは、は、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは	適· 否	【 ( I I I I I I I I I I I I I I I I I I

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<ul> <li>○ 口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</li> <li>◆平12检36第207 (17) ①準用</li> </ul>		
	<ul> <li>◎ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施するべきものであること。ただし、大臣基準第十九号の二口に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。</li> </ul>		
	◎ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を当該利用者を担当する地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対し、提供すること。◆平12粒36第207(17)③準用イ 口腔スクリーニング		
	a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング		
	a BMI が 18.5 未満である者 b 1 ~ 6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストの No. 11 の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者 d 食事摂取量が不良 (75%以下)である者		
	<ul> <li>○ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、 サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所 が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを 継続的に実施すること。</li> <li>◆平12粒36第207 (17) 優準用</li> </ul>		
	<ul> <li>○ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は 栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの 提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の 算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。</li> <li>◆平12社36第207 (17) ⑤準用</li> </ul>		
17 栄養アセス メント加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。  ◆歳1 得業期款業業剰帳3 版	適・否	【 算定の有・無 】
	イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員 その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利 用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 こ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		管理栄養士の氏名 ( ) ・栄養アセスメントの 頻度 3月に1回以上(有・無)

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◎ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		・利用者の体重測定 1月に1回 (有・無)
	② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。), 医療機関, 介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。) 又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。		・開始時の低栄養リスクの把握(有・無)・栄養管理上の課題の把握(有・無)・利用者等への説明(有・無)
	◎ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イから二までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月ごとに測定すること。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握するこ		・介護支援専門員との情 報共有(有・無)
	と。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及び口の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、当該利用者を担当する地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。		・LIFE への提出 【 有 · 無 】
	<ul> <li>◎ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</li> <li>◎ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</li> </ul>		
18 科学的介護 推進体制加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。◆柿川東東東東 選集要酬表3 7注	適 · 否	【算定の有・無】  LIFE への提出 【 有 ・ 無 】
	イ 利用者ごとのADL値 (ADLの評価に基づき測定した値をいう。),栄養状態,口腔機能,認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を,厚生労働省に提出していること。 ロ 必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど,指定通所介護相当サービスの提供に当たって,イに規定する情報その他指定通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。  ② 科学的介護推進体制加算について ◆平12粒36第207 (19) ① 科学的介護推進体制加算は,原則として利用者全員を対象として,利用者ごとに要件を満たした場合に,当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)のサイクル (PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービス計画を作成する (Plan)。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する (Do)。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う (Check)。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める (Action)。 ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
19 介護職員処 遇改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ・	適・否	【 算定の有・無 】 算定有の場合 加算の種類 【I・Ⅱ・Ⅲ】
20 介護職員等特定処遇改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準を言う。)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。 算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(I)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(I)又はサービス提供体制強化加算(I)を算定していることを要件とする。◆柿剔导業開業基準領限3分法 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 主眼事項第7の2から18までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 (2)介護職員等特定処遇改善加算(I) 主眼事項第7の2から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	適・否	【 算定の有・無 】 算定有の場合 加算の種類 【 I ・ II 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
21 介護職員等 ベースアップ等 支援加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準をいう。)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、主眼事項7の2から18までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。 ◆柿別号業間度基準領版33社  ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額の管理対象外とする。	適・冶	【 算定の有・無 】
22 サービス種 類相互の算定 関係	□ 利用者が介護予防短期入所生活介護,介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に,通所介護相当サービス費を算定していないか。 ◆市第号乗費開定基準要額表3付24	適 · 否	【 算定の有・無 】
	<ul> <li>○ ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して通所介護相当サービスを利用させることは差し支えない。</li> <li>◆平18 結業0317001号幅201(2)</li> <li>⑤ 介護予防短期入所者生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者については、指定通所介護相当サービス費等は算定できない。</li> <li>◆平18 結業0317001号幅201(2)</li> </ul>		
23 その他	□ 上記以外の基本的な取扱いは,通所介護の取扱い方針に従うことと しているか。◆令3老認発0319第3号第2の3(16)	適 · 否	